

いまさら聞けない ケアマネジメント

～ケアマネジャーの実務の不安を一緒に解消しましょう～

株式会社 シャカリハ

Social Re-Habilitation Design.inc (S.R.H.D.)

代表取締役 三浦 浩史

syakariha@gmail.com



日付	項目
2019年8月1日	負担割合証・負担限度額認定証等の更新
2019年9月	10月の準備(契約書・重要事項説明書の変更同意書) ○介護報酬改定による単位変更、区分支給限度額変更 ○居住系サービスの食費・自費サービス等料金変更・消費税変更同意 ○介護保険施設の食費基準額変更(ショートステイも) 10月利用票・別表及び提供表の新単価・新処遇・新区分支給限度額管理 利用者説明と同意
2019年10月1日	消費税10%へ 区分支給限度額変更 介護報酬変更 障害福祉サービス変更 居室料・食費の変更・・・軽減税率に注意！ 負担限度額認定の基準額が変更 居住系サービス(有料等)の一時金・食費・管理費等の変更 福祉用具貸与・購入費の変更(上限変更、単位変更) 処遇改善加算の新加算開始 地域支援事業(介護・障がい等)はどうなるのか？

令和元年10月までにするチェックリスト 居宅介護支援事業所編

- サービス事業所の食費・居室料・おやつ代・その他自費の確認
- 全サービス事業所の処遇改善加算・特定加算の確認とマスタ設定
- 居住系サービスの契約内容（利用料・管理費等）の確認
- 区分支給限度額及び単位数の変更のシステム変更の時期と
10月利用票作成
- 居宅介護支援費の変更同意書作成と同意
- 介護予防・日常生活支援総合事業単位数の変更の確認と予防プラン

利用者及び家族へ説明・同意

介護予防・日常生活支援総合事業 サービスコード表（令和元年10月～）を掲載

- 令和元年10月からの消費税率の引上げや介護人材の処遇改善のため、地域支援事業実施要綱が改正されたことに伴い、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表（令和元年10月～）を追加しました（令和元年9月13日掲載）
- 大阪市介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタを令和元年10月改定版に更新しました（令和元年9月13日掲載）

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表（最新版）

[大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表（令和元年10月～）](#)
(XLSX形式, 84.59KB)

区分支給限度基準額の改定について（令和元年10月）

< 単位表記 >

	9/30まで	10/1～	差
要支援 1	5,003	5,032	29
要支援 2	10,473	10,531	58
介護 1	16,692	16,765	73
介護 2	19,616	19,705	89
介護 3	26,931	27,048	117
介護 4	30,806	30,938	132
介護 5	36,065	36,217	152

令和元年10月介護報酬単位変更比較表

<訪問介護>			
	平成30年4月	令和元年10月	差
身体0	165	166	1
身体1	248	249	1
身体2	394	395	1
身体3	575	577	2
身1生1	314	315	1
身1生2	380	381	1
身2生1	460	461	1
身2生2	526	527	1
生活2	181	182	1
生活3	223	224	1

令和元年10月介護報酬単位変更比較表

<訪問看護>	平成30年4月	令和元年10月	差
予防訪看 I 1	300	301	1
予防訪看 I 2	448	449	1
予防訪看 I 3	787	790	3
予防訪看 I 4	1080	1084	4
予防訪看 I 5	286	287	1
訪看 I 2	467	469	2
訪看 I 3	816	819	3
訪看 I 4	1118	1122	4
訪看 I 5	296	297	1

令和元年10月介護報酬単位変更比較表

通所介護サービスコード(通常規模)		平成30年4月	令和元年10月	差
3時間以上4時間未満	介護1	362	364	2
	介護2	415	417	2
	介護3	470	472	2
	介護4	522	525	3
	介護5	576	579	3
4時間以上5時間未満	介護1	380	382	2
	介護2	436	438	2
	介護3	493	495	2
	介護4	548	551	3
	介護5	605	608	3
5時間以上6時間未満	介護1	558	561	3
	介護2	660	663	3
	介護3	761	765	4
	介護4	863	867	4
	介護5	964	969	5

令和元年10月介護報酬単位変更比較表

通所リハサービスコード(老人保健施設)				
		平成30年4月	令和元年10月	差
予防通所リハビリ21(要支援1)		1712	1721	9
予防通所リハビリ22(要支援2)		3615	3634	19
3時間以上4時間未満	介護1	444	446	2
	介護2	520	523	3
	介護3	596	599	3
	介護4	693	697	4
	介護5	789	793	4
4時間以上5時間未満	介護1	508	511	3
	介護2	595	598	3
	介護3	681	684	3
	介護4	791	795	4
	介護5	900	905	5
5時間以上6時間未満	介護1	576	579	3
	介護2	688	692	4
	介護3	799	803	4
	介護4	930	935	5
	介護5	1060	1065	5

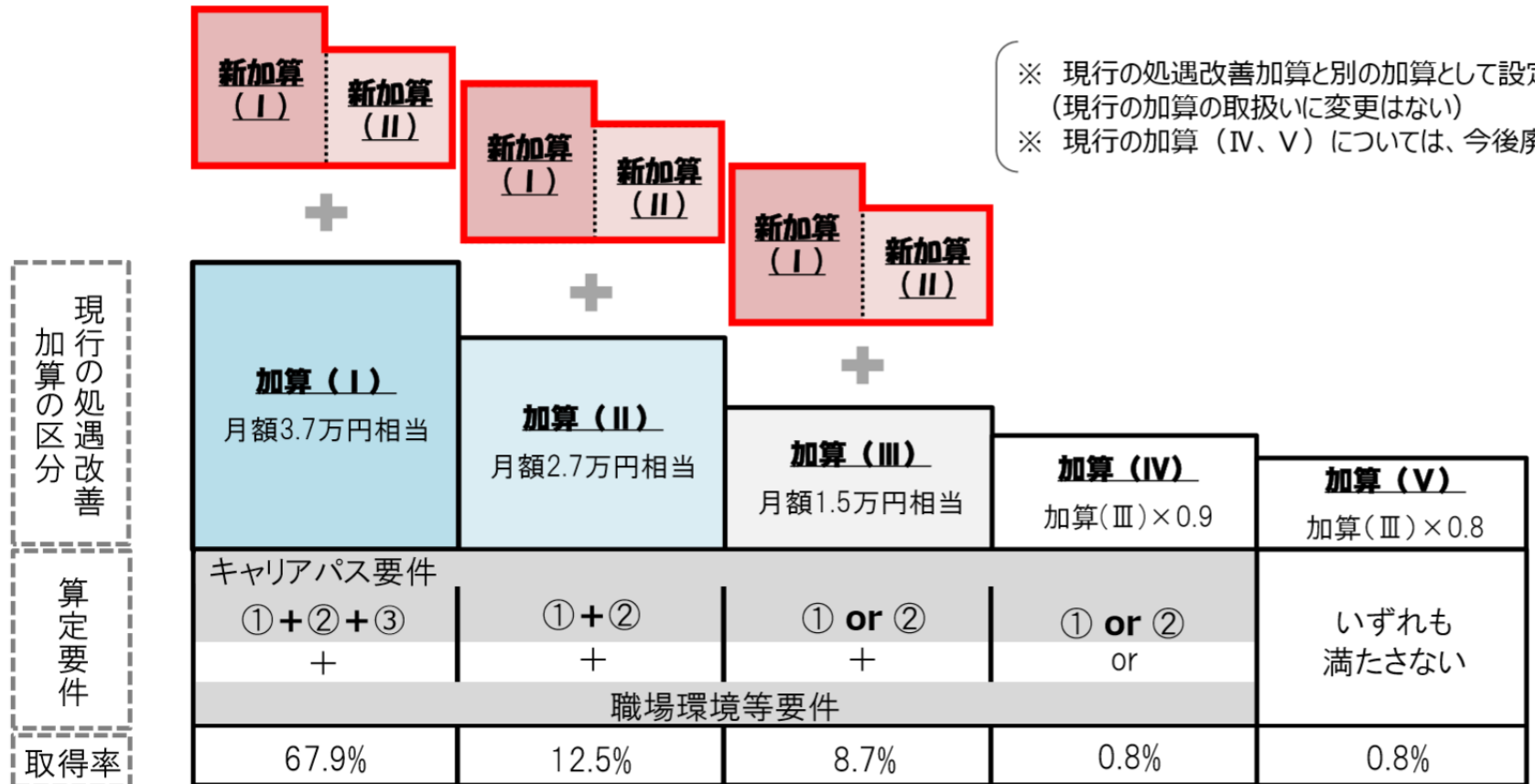
処遇改善加算全体のイメージ

＜新加算（特定処遇改善加算）の取得要件＞

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

＜サービス種類内の加算率＞

- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定）



事業者指導

▶ 集団指導

事業運営基準を遵守するように集団で指導

▶ 実地指導

事業運営基準を遵守しているかどうかの確認

大阪府HP 「自主点検表様式」を参照

▶ 介護給付適正化計画

要介護認定の適正化

ケアマネジメント等の適切化 （※ケアプランの点検 ※住宅改修等の点検）

サービス提供体制又は介護報酬請求の適正化

（※「医療情報との突合」・「縦覧点検」 ※介護給付費通知）

介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針

- 1 実地指導は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に基づき、実施
- 2 実地指導の所要時間の短縮
所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の事業所の実地指導を行うなど
- 3 実地指導の頻度
- 4 同一所在地等の実地指導の同時実施
- 5 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施
- 6 運用の標準化
- 7 実地指導における文書の効率的活用
- 8 留意事項